

【委員会記録】

岡委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10 時 41 分）

直ちに、議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。理事者において、説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○ 提出予定案件について（資料①）

妹尾県民環境部長

お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料によりまして、6月定例県議会に提出を予定しております環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括表及び県民環境部関係について御説明を申し上げ、それ以外の関係につきましては、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。

一般会計、特別会計の歳入歳出予算についてでございます。一般会計の補正総額は、総括表の補正額の一番下の計欄に記載のとおり、13 億 500 万円の増額をお願いいたしております、補正後の予算総額は、42 億 4,759 万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、県民環境部関係につきまして、御説明申し上げます。

県民環境部といたしましては、13 億 500 万円の増額をお願いいたしております、補正後の予算総額は、21 億 244 万 6,000 円となっております。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

環境首都課関係でございます。

一番上の環境衛生指導費、摘要欄の①一般環境対策費として、3項目、合わせて13 億 500 万円を計上いたしております。

まず、ア再生可能エネルギー等導入推進基金事業であります。これは地方公共団体が行う防災拠点への再生可能エネルギーの導入を促進する、国の基金事業として選定されたところであります。この基金を活用いたしまして、自然エネルギーを導入した災害に強いまちづくりを推進するため、積立金及び事業費として、12 億円を計上いたしております。

次に、イ及びウは、節電対策緊急支援の事業でございます。クリーンで省エネルギーとなるコージェネレーション設備や燃料電池、蓄電池等の創エネ、蓄エネのための設備整備につきまして、イ緊急低炭素型自家発電設備等設置モデル事業では、緊急助成する経費として1億円、ウ自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業では、貸付資金枠の拡充として500 万円を、それぞれ計上しております。環境首都課の補正後の予算総額は、16 億 9,433 万 9,000 円となります。

4ページをお開きください。

2その他の議案等につきまして御説明申し上げます。平成23年度繰越明許費繰越計算書でございます。去る2月の定例県議会で御承認をいただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、275万7,000円に確定いたしました。環境整備課所管の廃棄物処理施設管理指導費では、市町村が実施する浄化槽設備事業への補助金につきまして、275万7,000円を繰り越すものでございます。この事業につきましては、計画に関する諸条件から所要の事業費を繰り越したものでございまして、今後とも事業の早期完了に向けまして努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今議会に提出を予定しております案件の説明は、以上でございます。なお、県民環境部からの報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

峯本農林水産部副部長

農林水産部関係の提出予定案件について御説明いたします。

お手元の説明資料の5ページをお開きください。平成23年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。最下段に記載のとおり、6億8,761万9,650円の繰越額が確定いたしましたので、御報告するものでございます。これら繰越事業につきましても、できる限り早期完成に努めてまいります。

以上で農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

6ページでございますが、平成23年度繰越明許費繰越計算書でございます。河川振興課所管の総合流域防災事業費につきまして、平成24年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決をいただいたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、お認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定したところでございます。翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますとおり、繰越額は、240万円となっております。この繰り越しました事業につきましては、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

報告案件はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

岡委員長

以上で、説明は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑は、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととす

る申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

森本委員

2月議会で話題になったんですけど、例の東北の震災瓦れきの徳島県内の受け入れに関して、重ねてお問い合わせをしたいと思います。

全国的に非常に大きな話題になっておりまして、受け入れを決めた自治体では、長とその住民運動の方たちとの大変な確執が繰り広げられております。対岸の大阪でも、試験焼却、それを今したぐらいのところで、今後どうなるかわからない部分がありますが、徳島県の場合、3月の委員会で坂東環境総局長の答弁というのが非常に話題になりまして、それ以前の問題として、徳島新聞の知事への目安箱。このホームページでの答弁というのが、徳島県の正式な見解であるということを坂東総局長もおっしゃっておりまして、それがネットの世界で大変な拡散をいたしまして、徳島方式の形をとれというのが北海道から沖縄まで各自治体で持ち上がったということも聞いております。あの目安箱の徳島県の回答というのが、全国に非常に拡散していることを私もインターネットの世界で拝見いたします。それから数ヵ月なんですけど、反対派の皆さんというのは、非常にあの目安箱の見解というのを支持しております。しかしながら1つの流れの中で、行政としても瓦れきの受け入れというのは、当然これ徳島県もそういう県民の方の声もたくさんあります。議会の中にもありますし、町村というのは、一応環境省と県との話し合いの中ですべて慎重に、あるいは拒否をするという見解が出ておるんですけれども、その後、御心配な方からの声が多数私のところに寄せられまして、この議会でも、もう一度徳島県の見解に変わりがいいのか、若干変わったものか、それをお聞かせいただきたいと思います。

藤川環境整備課長

ただいま、森本委員のほうから東日本大震災に関する震災瓦れきの受け入れについての県の姿勢について御質問をいただいております。

東日本大震災の被災地支援につきましては、これまでも職員の派遣、また、避難者の受け入れなど全力を挙げて、さまざまな支援活動を行ってきたところでございます。これからも被災地の復旧復興に協力をしたいという思いは変わらないところであります。

一方で災害瓦れきの受け入れにつきましては、本来、放射性物質につきましては、囲い込み、封じ込めが大原則であるところ、広域処理に係る埋立基準といたしまして、国が8,000ベクレルという新たな基準を示しましたことから、放射性物質が拡散されるとの懸念が国民の間に広がってしまったところでございます。県といたしましては、国に対して、国民の放射能汚染に対する不安が払拭されますよう、瓦れきの安全性等について十分かつ丁寧な説明責任を果たすように求めているところでございますけれども、現状におきましては県民が安全安心を実感できる状況には至っていないというふうに認識をいたしております。

また、本年4月に実施をいたしました、瓦れき受け入れに関しての市町村の意向調査におきましては、すべての市町村が受け入れは困難、あるいは現時点では受け入れは困難との回答で、その理由といたしましては、瓦れきの安全性のほか、焼却施設や処分場におきまして、新たな廃棄物を受け入れる余力がないな

ど、施設の物理的能力的な問題、あるいは施設の老朽化などを理由とする市町村もたくさんあったわけでご
ざいます。とりわけ、焼却灰の最終処分場の確保が大きな課題となっております。現在、県内に余力のある
最終処分場といたしましては、徳島県環境整備公社の埋立処分場が考えられるところでございますけれども、
当該処分場につきましては、海面埋立型の処分場でございまして、放射能レベルの低い瓦れきでも、焼却に
よりまして、放射性物質が33倍にまで濃縮される。そういった焼却灰を水と接触することなく処分することは
不可能でありまして、この放射性セシウムが水に溶けやすいことを考えますと、漁業への影響もありますの
で、当該処分場での埋立処分は困難と考えるところでございます。また、同じ市町村の意向調査におきまし
て、風評被害が心配という声もありました。例えば、現実の事例でございますけれども、本年5月に北九州市
が焼却の試験をしたわけでございますけれども、その情報をもとに松山市の小学校が北九州市への修学旅
行を延期するといった事案も起こっております。以上でございます。

以上、申し上げてきましたように、現在は、広域処理に関して、国民がまだまだ安心安全を実感できる状況
にないこと、それから、受け入れ主体である市町村の焼却能力の問題、さらに最終処分場の確保の問題等
を勘案いたしますと、瓦れきの受け入れにつきましては、現時点においては慎重に対応を検討すべきである
と、そういうふうに考えるところであります。以上でございます。

森本委員

懇切丁寧な御説明ありがとうございました。目安箱の回答と全く寸分も変わっていない徳島県の見解という
のを今改めてお聞きした感じがいたします。

実際、瓦れきを処理して、果たしてどれだけの被害が出るのかどうか、こうしたこと自体もまだまだわかって
ない中で、やっぱりこの東日本を中心に、おっしゃるように農業の実害、そしてまたさらに風評被害、こうした
ものがどんどん広がって農業県徳島の農業と、そして、漁業というのが非常に日本の中で重要な位置を占
めてきたんではないかなと私は思っております。生産量はあんまりふえてないようなんですけど。その中でや
っぱり徳島県の農業を、徳島だけじゃなくて日本中の人のために守って、風評被害のない安全な食物を提
供させていただくということでも、私はやっぱり瓦れき受け入れについては、今までどおりの県の見解でよろ
しいんではないかなと思っております。

しかしながら、感情論として私も思うんですけども、やっぱり頭から拒否するというところに若干じくじたる思い
を、当然我々みんな抱えていると思うんです。そうした中で、瓦れきの受け入れをしない分、私は何らかの形
で徳島県の行政、政治として、東北の支援、プラスアルファの支援、今まで十分徳島県としてされてきた
けど、何かもし考えられていることがあったら、やらなきゃいかんと思うことがあったら答えいただいたら。
やっぱりそうした部分を示していただかんと、人間として受け入れなきゃならないんじゃないかという考えの
方もたくさんいらっしゃるんですよ。そういう思い、徳島県民のそうした部分の思いも解消するのが行政の
1つの役目じゃないかなと思いますので、瓦れきの受け入れにかわる何か、徳島県のやってみたいなという
ようなことがあったらちょっとお示しをいただいたらと思います。

柏木環境総局長

やはり、助け合いたいとか、分かち合いたいとかいう気持ちは非常に持っております。

震災の発生後、これまでに本県から県とか市、また民間の職員、延べで 2,349 人を被災地のニーズに合わせまして、人的な支援を行ってきております。また、現在も計 12 名を宮城県に派遣して復興復旧に努めておるところでございます。

新しい策というのは、常に考えていかなければいけないんですが、私のほうの部だけでは、というところがございますので、危機管理部なりそれぞれと連携を図りながら、いろんなことをやっていきたいと思っております。こうしたことから、徳島県の支え合い、助け合いとか、また、復興に役立ちたいという気持ちは強く持っていることが伺えますので、よろしくお願いいたします。

森本委員

もちろん行政としての支援の協力というのわかっておりますし、今現在も徳島県の職員の方が行かれておるということも存じております。支援の仕方っていうのはいろいろあるし、行政だけでは手の届かんところもあるし、民間の力というのも非常に大事だと思います。民間、若い子も含めてやっぱり東北の支援をこれからもずっとしていきたいというような個人、団体というのが、徳島県もたくさんございますので、各部で知恵を出し合って、そうした民間への行政の支援というのも非常に大切じゃないかなと思っております。瓦れき受け入れの予算を考えたら、多分微々たるものだと思うんです。瓦れき受け入れ処理にかかる各県のお金というのを聞いてちょっとびっくりしておるんですけど。そうしたことで何らかの対応を考えていただきたいと思っておりますし、受け入れについては、今までどおりの見解を徳島県として毅然と示していただきたいと思う次第であります。

扶川委員

今の話が出ましたので、意見を述べさせていただきたいと思いますが、根底に関しては、森本委員の考え方に全面的に賛同をしております、県の立場を維持していただきたいなとも思います。文教の委員会のほうでも、食の安全、子どもの学校給食の問題で、放射性物質の検査が必要であると前々から私は主張してきたんですが、ついにシイタケで出て、保育所で。今回、機器の導入ということになりましたが、今、県の説明があったように、漁業に影響が出るようなおそれがあるという、とんでもない話があるようで、私も東北から移ってこられたお母さんから意見があって、徳島に来て安全な給食が食べられないようでは、子供をこちに連れてきた意味がないと。ぜひこちでは安全な給食を食べさせてほしいという声があって、この問題を取り上げてきたんですけど。その前提として徳島県内の食品は安全だということがなければ、困るんですよ。

南相馬市に行って調べてまいりましたが、南相馬市では学校給食の検査をするのに 200 万円のセシウム機械を 11 台も購入して、食品の材料ごとに全部別々に調べなければいけませんから、前の日にすべて 1 キログラムずつ検査のサンプルを採って大変な労力をかけて、検査をして、やっと翌日の給食ができるんですね。しかも私が行った 5 月の時点でも、南相馬産はもとより県内産の食材さえ使わせてもらえないという、そういう深刻な状況が続いております。万が一でもそういうことになってはいけません。徳島県でつくられたものは絶対安全だということを死守するために、それから検査を具体的にやるということを提案しましたが、県外産のものを限定して調べれば、あとは、サンプル数少ないんですよ。子供の口に入る前に。これを県内産まで一から全部調べなければいけないなんてことになったら、到底無理ですから。こんなことにならないため

にも、死守していただきたい。県内の食材を間違っても汚染させないために、死守していただけたらと思うんですが、その点もう一回だけ御答弁いただいて、この点については終わりたいと思います。

藤川環境整備課長

先ほども申し上げたところでございますけれども、県といたしましては県民の皆様方が安全安心を実感できるということが大前提と考えておりますので、今後ともこの問題につきましては、慎重に検討をまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

扶川委員

原発のことで少しお尋ねしたいんですが、原発の停止によって節電が求められている問題ですが、こういう汚染の問題が起こらないようにするためには、原発事故を防がなければいけない。原発事故を起こさないようにするためには、原発がないのが一番で、私どもは、伊方を初め、全国の原発が再稼働するのには断固として反対をしております。

しかし電力不足で産業や住民サービスに出る影響は最小限に食いとめなければという立場でございます。そこで需給見通し等についてお伺いしたいと思います。県内の年度ごとの最大電力の推移、四国電力の場合はどのようになっているのでしょうか。

市原環境首都課長

四国電力のほうの最近の最大電力でございますけれども、平成 23 年度は 544.1 万キロワット、平成 22 年、この年が記録的な猛暑の年でございますけれども、596.6 万キロワット、平成 21 年が 542.2 万キロワットというふうに伺っております。以上でございます。

扶川委員

一昨年の 22 年が物すごい猛暑だったということで、まさに記録的で 50 万キロワットも 21 年、23 年に比べても多いということですね。だから、去年並みの暑さであれば、まだちょっとゆとりがあると思うんですけれども、一昨年並みの猛暑になると足りないということで、今、取り組んでいるという説明を議会の説明会でもいただきましたけど、この一昨年の猛暑というのは、偏西風が蛇行したことによる数十年に一度の異常気象が原因ということが言われておりまして、私はことしの夏はそこまでの猛暑になるということは考えにくいと思うんですけど。それにしても、できるだけ心配のないようにしていかなきゃいけない。それに関連して、四国電力の説明で十分わからなかったので教えてほしいんですけど、揚水発電というのは、能力がどのくらいあるものなのか。揚水発電というのはそもそも水力発電で、すぐに起動できて、ピーク時に上げるための発電ですね。これは非常に日常的にも大事な役割を果たしてくれているんですが、今まで原発で上げてた分を火力で夜間なんかには上げておけば、相当な力を発揮すると思うんですが、このあたりはどんなふうな説明をいただいているのか、私よくわかりませんのでよろしくお願いします。

市原環境首都課長

県におきまして、揚水発電事業を行っているわけではございませんので、一般的なお答えしかできかねるかと思えますけれども、一般的には水力発電事業でございますが、川の流れをそのまま利用して発電する、いわゆる自流式の発電、それから山間部にダムをつくりましてダムにためた水を流して発電します、貯水式の発電、それとあわせて、上池と下池をつくって下池から上池のほうに夜間の電気を使ってくみ上げて昼間に下池のほうに水を落として発電する揚水発電があろうかと思えます。

四国におけます揚水発電の発電能力であらうかと思えますけど、いずれも四国電力の施設ということになりますので、詳細なところまでは存じ上げませんが、私が把握している限りにおきましては、四国電力が持っておられる揚水発電施設ですけれども、本県の陰平、高知県の本川、穴内川、大森川の4つあったかと思えます。四国電力のほうから、4月23日に国のほうに、この夏の電力需給見通しということで、電力の供給、それから需要の見込みが提出されておりますけれども、この中で供給力ということで見込んでおります量が、52万キロ程度を織り込んでいたというふうに記憶しております。以上でございます。

扶川委員

非常に大きな能力を持ってる、100万ではないけど、52万キロといったら大きいですよ。これを上手に運用するとピーク時に乗り切れる可能性があるんじゃないかというような、大事なポイントだと私は思うんですよ。四国電力のほうやってることなので、よくわからないというのでは困りますよ。やっぱり、県民から事業者の皆さんに計画停電のおそれまでであるということを書いて警鐘を発する以上、担当課のほうで段取りについてかわっていく以上、きちんと説明ができる資料を出していただきたい。一体どれだけの能力、火力を使って需要の少ない時間帯の日の前日、何日かけて猛暑の到来に備えて上げておいて使うことができないのかということをきちんと検証しないといけないんですよ。四電のことだからわからないという答弁では納得いかないの、また付託までにきちんと調べて御回答いただきたいということをお願いしたいんですが、いかがですか。

市原環境首都課長

揚水発電の供給見込みですけれども、今申し上げましたとおり、四国電力さんからも御説明があったかと思えますけれども、現在の四国電力の需給見込みの中で、供給力として52万キロワットをもう既に見込んでおると。それでこの夏の電力需給のバランスが0.3であるということの説明を受けていますので、四国電力といたしましては、揚水発電による供給力もこの夏の電力需給の中に織り込んだ上で、さらに7%以上の節電要請があったものというふうに説明を受けております。以上でございます。

扶川委員

関西電力の試算がふえたり、だんだん減ってきましたけど、電力会社側の説明が織り込み済みであると言ったって、どういう運用をして、どう織り込んでいるのかよくわかりませんよ。もう少し突っ込んで把握してほしいということを申し上げておるんです。それから、議会の資料で積み上げてる資料をいただきましたけど、ど

という根拠で織り込んでいるのか。いつどんなふうにして揚水発電の水を上池に上げる。それを、そんなふう
に落とすということになっているのか、そこら辺まで含めて詳細に情報が欲しいんです。

市原環境首都課長

各電力会社から出されました需給見通しにつきましては、国の外部委員を含めました電力需給検証委員会によりまして6回の会合を経まして、検証作業がなされています。確かに他の関西電力等の電力会社につきましては、揚水発電の供給力の増加について指摘もございまして、修正もなされたところでございますけれども、その検証の結果、四国電力の需給見込みにつきましては、特に指摘はなかったところでございます。以上でございます。

扶川委員

指摘がなかったからいけるんだろということなんでしょうけど、情報はつかんでくださいよ。丸のみはいけないんじゃないかと申し上げているんです、私は。それから、四国電力管内に電源開発、大王製紙、住友共同電力等があると。こういうふうに書いてあるんで直接情報に当たってないので知りませんが、かなりの供給力があると、こういう企業が持つてる電力も、一体どんなふう to 供給するという計画になっているのか。あまりにも大ざっぱでわからないんです。どの時間帯がピークで、どれだけ足りなくなるから揚水発電とか、企業なんかが持つてる電力をどう当てていくかという、もう少し詳しい資料がほしいということなんです。県のほうが要求してくれないと、私どものほうに簡単に出してくれそうな気がしませんので。ぜひお願いしたいと思います。そのあたりはいかがでしょう。

市原環境首都課長

企業の持つておられます自家発電施設による供給力につきまして基本的に四国電力の需給見通しの中で13万キロワットを見込んでおります。四国電力のほうからは、節電要請の後、大口のお客様のところに個別訪問をするということで、現在個別訪問をしているところというふうに思いますが、その中でさらに自家発電による供給力の確保ができないかということで個別に企業のほうと調整をしておるというふうに聞いておるところでございます。それも含めまして、この夏の電力需給の見通しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、国のほうの電力需給検証委員会、こちらのほうで検証されておりますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。以上でございます。

扶川委員

県がやってくれないとしょうがないですね。国のほうの検証委員会の資料を自分で勉強しなければしょうがないけれども、それで十分検証できてるかどうか私自信がありませんのでまた、また引き続き議論したいと思います。

それで、次に供給側じゃなくて節電のほうですけどね。県下の節電の取り組み状況というのは、だれが集約をしているんでしょうか。あるいは把握をしているんでしょうか。全体として7%の節電をしていただくということになっていますが、達成するとして、だれがその実施状況を把握し点検していくんでしょうか。

市原環境首都課長

節電状況の把握ということの御質問でございます。

今回の節電要請でございますけれども、あくまで電力事業者でございます四国電力のほうからの要請という形でございまして、例えば電気事業法第27条に基づく使用制限令のような法に基づくものではございません。四国電力が電気事業者としてこの夏の電力需給を見込む中で、電力事業としては、予備率として0.3%と、わずかながらプラスであるものの火力発電の設備トラブル等に備える必要があると、そういったことから7%以上の節電要請をしているものでございます。節電要請の内容につきまして、四国電力からも詳しい御説明もあったかと存じますけど、7%以上の節電要請とあわせて四国電力のほうから契約電力500キロワット以上の大口の事業者、そういった大口契約者につきましては、個別に四国電力が訪問をいたしまして、取り組み状況をお伺いした上で、具体的な節電コンサルも行っているというふうにお伺いしています。それから節電要請とあわせて、これも四国電力のほうから用途別の節電事例集というのを示されまして、その中でオフィスビルでありますとか、卸・小売店、それから食品スーパー、製造業といった形態ごとに具体的な節電方法とその効果について提示をしておるという状況でございます。さらに四国電力におきましては、大口事業者向けの新たな料金メニューということで、この夏7月から9月限定で、新たな料金メニューである夏期ウィークリー調整プランということで、需給逼迫が予想される場合に四国電力のほうからの事前通告に基づきまして、節電等によって週単位の計画的な負荷抑制をいただく場合に電気料金を割り引く制度、こういったものも創設されております。したがって、法に基づくような強制的なものでもございません。あくまで要請という形でございますので、県といたしましても、要請の主体である四国電力から周知啓発の協力要請を受けておるところでございます。市町村とか家庭等に対しまして徳島夏のエコスタイル、それからサマータイム、それからエネルギーセミナー、そういったいろんな取り組みを通じまして、周知啓発呼びかけを行っているところでございまして、個々の事業者の節電の量を管理するようなものではございませんので、その点御理解をお願いしたいと考えます。以上でございます。

扶川委員

四国電力が主体となってやっていると、一言で言えばね。コンサルもやってるし、宣伝資料もつくってるし、啓発資料もつくってるし、割引制度もつくつてると、そういう話ですね。しかし一方で、四国電力には頑張っているんだというふうな姿勢を崩してないと思うんですね。この間の説明会でもそうでした。原発が再稼働するかしないかということに関して言えば、四国電力を含めて私は本来一生懸命節電して関電に供給すると、そういうことをやっていかなきゃいけないんじゃないか。大飯原発、これまた稼働してしまいそうですけど、またとめて今度はもう動かさないということに仮に将来そうなったとしても、どこから融通しないといけないでしょ。四国だけの枠で考えてはいけないと思うんですね。積極的に自然エネルギー中心でやっていこうと国を挙げてやっているときに、法に基づくところまでいっていないから、啓発に協力する程度でいいだろうというのはちょっと私は弱いと思います。これはもう少し県も真剣に節電に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それからその点で自然エネルギーの開発について、あるいは自然エネルギーの今後の見通しについても

大事な問題になってくると思うんですね。上勝に大きな風力発電所が計画をされているという報道がありましたが、6万キロワット、かなり大きいですね。これ四国電力の夏のピーク時の調整にかかる能力としては相当大きな役割を占め得るものですよね。それから県下各地で太陽光が積極的に導入されています。こういうものを積み上げれば伊方の再稼働をしなくてもいい条件が整いつつある。積極的に県として促進をする必要があるというのが私の意見であります。そのために県が先頭に立って、こういう計画、情報をつかんで集約をしていってということが必要だと思うんですけど。今現状でどのような集約をして、どのような促進策をとっているかということをお願いしたい。

島尾自然エネルギー推進担当室長

自然エネルギーの誘致についての御質問でございます。

東日本大震災を契機といたしまして、自然エネルギーへの期待が高まる中、平成 23 年8月には、再生可能エネルギー特別措置法が成立いたしました。平成 24 年7月からは自然エネルギーの固定価格の買取制度がスタートいたします。これを契機に県内でも自然エネルギーの導入に向けた動きが活発になっているところでございまして、さきには企業局のメガソーラー事業への参入が公表されたところではございますが、県内で県有地4カ所でのメガソーラーの立地が既に決定いたしております。また、民有地2カ所での太陽光発電施設の設立計画も進められているところでございます。本県の取り組みといたしましては、平成 24 年3月に自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定いたしまして、この戦略に基づきまして、戦略期間の3年間に集中的な施策展開を図ることといたしております。メガソーラーなどの誘致をプロジェクトの1つに位置づけているところでございます。また、平成 24 年度からは全国トップクラスの補助制度や低利な融資制度を創設するとともに、県のホームページにおきまして公開しておりますメガソーラー等の候補地情報の拡充を行いますなど、情報発信を行っているところでございます。今後とも、エネルギーの地産地消や災害に強い自立・分散型社会の構築を進めるため、メガソーラー等の誘致に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上です。

扶川委員

時間がないので、事前ですからやめておきますが、1つだけ。この自然エネルギー、これを本格的に推進することによって伊方原発の再稼働をしなくても乗り切れる可能性があるとお思いかどうか、見解をお聞きたい。

岡委員長

ちょっと県の担当課へ聞くような話ではないと思います。四国電力の方でも呼んで、そういうことをきちんと聞いたほうがいいと思います。

扶川委員

呼んでいただけるんだったら、歓迎します。

（「行ってこいだ」と言う者あり）

今の見解ですから、見解聞いてはいませんか。

柏木環境総局長

現在、国においては望ましいエネルギーミックス、どういう電源が幾らというのを目指すかというふうなことについて検討しておると聞いております。したがって、徳島県で幾ら、四国で幾らというのは現段階では全くわからない状況でございまして、また、電力が先ほどおっしゃいましたように、それぞれの電力間の融通の問題もございまして、国の指針も見て、県としてもどのように積極的に取り組んでいくか、それを考えていきたいというふうに思っております。

扶川委員

明確なお答えはいただけませんでしたが、私の意見は言いつ放しみたいになってしまいましたが、少なくとも、伊方は再稼働させるべきでないと、全国的にそう思うんですけども、その可能性は十分あると思いますので、そういう立場に立っていただきたいと要請しておきたいと思います。

それと、別の問題で今ちょっと住民の方がきょうもきのうも悩まされていることがありますので、お尋ねしたい。長谷川牧場さんのことです。板野と鳴門にまたがる芦谷山というところがありまして、ここに設置されている長谷川牧場の敷地の西側の一部が昨年の9月の6号台風で崩れて復旧作業が今も続いています。9カ月くらいたつのにまだ終了しない。なお、その崩れた谷と反対側の山を牧場の方が購入して、全体として新たな開発工事になっているんじゃないかという住民の疑いの声も上がっております。この牧場においては過去に法令を完全に無視した乱開発が行われまして、私も委員会で取り上げてその後、住民と牧場との間に環境保全の協定が結ばれて、その後は大きな対立もなく過ごしてきたという経過があるんですが、今回の問題が起きた後も3月10日に協定に基づいて住民の皆さんと一緒に2回目の立ち入り調査をしたんですね。その結果を踏まえて、今後、1つは工事計画、いつ終わるのかを踏まえて図面とか計画を教えてほしい。2つ目はダンプのほこりで困ってるから、タイヤを洗浄してから出てほしい、散水車を毎日走らせてほしい。それから、振動で今私道がでこぼこになって、民家の壁にひびが入ってる。いろんな問題が出てますので、徐行してほしい。こういうような要望が出されました。ところがその後も一向に改善されない。5月になって、住民の方、御承知のように20名ほど環境管理課にやって来まして、要望を再度させていただきました。そのときの議論の中で第一に、搬入土砂の量というのは既に生活環境保全条例に定められた3,000立米を超えている。知事の許可の対象となるはずじゃないか。災害復旧で最低限認められている限度を超えて新たな畜舎をつくる開発工事になっているんじゃないかという点についてちゃんとした回答が欲しい。第二に、開発面積からすると土地利用指導要綱が適用される可能性があるんじゃないか。第三に、協定書では、施設に大きな変更がある場合は、住民と協議することになっているが、何の説明もされてない、というような現状が指摘されました。まず、違反しているんなら、工事をストップさせて、それから計画を出していただいて、住民に説明をして、そして再開をする。これが当たり前の手順だと思うんですが、一体これまで県としてどういう対応をしてこられたのか説明をしていただきたい。現状とこれまでの対応をお教えいただきたい。

久米環境管理課長

長谷川牧場の復旧工事についての御質問でございます。

5月9日に地元住民の方の陳情を受けまして、土砂が入っている、あるいはダンプによる被害があるということで陳情いただきまして、それで我々、事実確認ということで現場のほうを確認いたしまして、まず、現在の状況ですが、災害の復旧工事の途中という認識でございます。

扶川委員

抜け穴になっているのは、説明を受けましたよ。災害復旧に必要な最小限度の土砂の搬入というのは、生活環境保全条例に定められた 3,000 立米の例外みたいに説明を受けましたから。

しかし、車道をつくって、ため池があるんですが、ここに入っている土砂を取り除くという作業はもう終わってますよね。それから一体何をやっているのかという説明がないんですよ。それで県の認識はいまだに復旧が続いているということなんですけども、9カ月ですよ。とうとう梅雨の時期をまた迎えてしまいました。今度、台風の時期が来るかもしれない。一体いつ終わるんですか。

久米環境管理課長

今の御質問の中で 3,000 立米の土砂が入ればということなんですけど、3,000 立米以上の面積があるところに土砂が入ったらというようなことで、3,000 立米の土砂が入ったら県の許可が必要にという現状ではございません。土どめ工事で、最低限の応急的な復旧というのが、今なされている状況と考えているんですが、まだ、のり面の補修とかそういったことにつきましては不十分で、県としましては復旧工事が続いているという認識でございます。いつ終わるのかという御質問なんですけど、当初、梅雨あるいは7月ごろということを経営者のほうから聞いていたんですが、搬入の土砂のほうも少ないという状況もありまして、もう少し時間がかかると聞いています。

扶川委員

今のお話をそのまま住民の方に説明したら、じゃあ復旧工事と言うんだったらどんな形に復旧するんかと、完成形はどんなんか言わなければ納得しませんよ。ダンプの台数というのは、あと搬入する土砂の量によって決まるんですから、完成形がこうなるのに、あとどのくらいの土砂が要ということがわかれば、土砂の搬入については、あとこのくらいでいいって我慢できるわけですよ。そういう懇切丁寧な説明がなく、もう9カ月もほったらかしになっているから、本当に忍耐の限度を超えかけているんです。このままでは住民の皆さんの県に対する不信ということにもなりかねませんので、これはきちんとした説明をするのが一番大事だと思います。復旧計画については、図面が出てるのか、出てないのか。それは業者のほうから住民に説明ができるのか、できないのか。説明するように指導しているのか、そのあたりを教えてください。

久米環境管理課長

復旧計画の話なんですけど、これにつきましては、今現在災害復旧ということで、条例の対象外という位置づけでございまして、復旧計画を提出させるというのは義務づけられたものではございません。最終的に業者

のほうも徹底的な再発防止という観点で、今、災害復旧に取り組んでいるという状況がございまして、そこを今、県と業者のほうで最終形というのを協議しているという状況でございます。

扶川委員

災害復旧という名前がつけば計画の提出が義務づけられていないと、それは制度としてそんな制度でいいのかなと疑問を持ちますけど。向かい側の山は崩れてなかったんですよ。こちらの牧場側の斜面が崩れました。その谷を下って町の池を埋めました。その状態で復旧にかかったわけですよ。反対側の山も購入して、その土も使って今やっているんですよ。これ場合によったら、流した土地をつくり上げて、今度はこれでここに新しい畜舎を建設するということにつながっていく可能性もあるんですよ、災害復旧というのは。災害復旧であるというならば、そういう形でしないんですね。余分な土盛りはさせない、畜舎ができるような形状にはしない。必要最小限ののり面の確保であるとか、土砂のかき出しの防止であるとか、そういうことにとどめなければいけないと思うんですが、その辺は点検されていますか。

久米環境管理課長

繰り返しになるんですが、現在は、災害復旧工事というものをやっている状況でありまして、最終形というところで業者の方と協議をしている状況でございます。ただ、今後引き続き周囲の状況等を見守りまして、例えば土砂等を搬入するトラックの数が急激に増加するなど、そういった変化が見られる場合には、その状況に応じて条例に基づいて適正に指導を行っていきたいと思います。

扶川委員

災害復旧の基準というものがあるでしょ。のり面はこういう角度にしなきゃいけないとか、最低本当に災害復旧としてやらなきゃいけない部分ってあると思うんですよ。どこかで線引きしなきゃいけないと思うんですよ。それを越えた部分で、そのところ以外から 3,000 立方メートルの土砂が持ち込まれてたら、生活環境保全条例の対象になるはずでしょ。それは、極めてあいまいなグレーなところで何の説明もなく、ただだらと行われているような気がしてなんですよ。きちんとした説明を住民に対して、県からもう一回行っていただきたい。一体どういう最終形を目指しているのかということについて、大まかなイメージでもいいですから、まず住民に示していただきたいんですけど、いいかがですか。

久米環境管理課長

繰り返しになるんですが、今現在災害復旧ということで、これにつきましては条例の対象外ということで、業者の方の意向というのもございまして、最終形については今現在協議中と。ただ、やはり最終いつまでもどこまでも際限なくというものではございません。最終的には県が決定するということにはなると思うんですが、今現時点におきましては、協議中ということで御理解いただきたいと思います。

扶川委員

少なくとも、台風の時期までには完成するかしないかとか、その最終形がどうなるかとか、それから今後の

開発畜舎の増設なんてことにはならないですよとか、そういうことは最終的に説明されないと住民は納得するわけありません。できるだけ早く県のほうで確認をしていただいて、住民の方に報告して、私は牧場の長谷川さんともお付き合いをさせていただいていますし、ちゃんとやってくれば、住民の皆さんといたずらに対立なんて立場はかけらも持っていないので、できるだけ納得の上で、業者の方と住民の方とが地域で協議をしていけるような形にしたいと思ってやっているんです。そのために、必要なのは説明責任ですよ。業者の側からの説明責任、県からの説明責任を早急に果たしていただきたいということを要望して終わります。

藤田委員

環境対策ですが、私、総務委員会の管轄でダブっておりますが、常任委員会のほうで質問したらいいんですが、なかなか委員会のほうの立場でできませんので、ここで二、三伺いをしておきたいなと。

まず、3ページの一般環境対策費の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、ア、イ、ウと、こういう形で出されておって、アは、地方公共団体、公的なところがする事業、こういうようなところで再生可能エネルギーの導入を推進してくださいと、国の大きな方針かもしれませんが、これは徳島県には12億円来とるんですね、今、10分の10と、国が全部出してくれると聞いています。これ全国でこの基金は幾らあって、徳島県にはそのうち幾ら来とんか。それとこの目的ですね。先ほど来いろんな質問もありますが、原子力に対する思いから、自然エネルギーと電力不足でこういうふうな開発をしよう、こういう話なんです。公共団体に使うという本来の目的、これどういう意図でやられるのか。それと全国の総額で幾らあるのか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

再生可能エネルギー等導入推進基金事業について、その目的、それから本県を含みます配分額についての御質問でございます。

まず、本事業の目的でございますけれども、東日本大震災や原子力発電施設の事故を契機としましたエネルギー需給の逼迫によりまして、再生可能エネルギーの導入によりまして災害に強く、環境負荷の少ない地域づくりが課題であるとし、国におきまして、平成23年度3次補正予算で地方公共団体が行う防災拠点への再生可能エネルギーの導入等を促進いたします、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、グリーンニューディール基金事業でございますが、創設されたところでございます。平成24年度につきましては、23年度に交付されました東北地方等の自治体を除きます、59の自治体、都道府県・政令指定都市あわせて、交付対象にしまして、全国で121億円の予算が計上されたところでございます。59自治体すべてからの応募があったところで、5月1日に本県を含みます15自治体、これは13道県2政令市でございますが、配分が決定されるところでございます。本県につきましては、四国で唯一採択されたところで、本県の配分額につきましては、9億円になっているところでございます。今回、環境創造基金にこの9億円の積み増しと、あわせて、平成24年度事業費として3億円を計上させていただく予定としています。具体の事業といたしましては、県・市町村のほか、民間の防災拠点施設や避難所等におきまして、太陽光発電設備や蓄電池などの設置を促進することといたしております。この事業によりまして、まず、災害発生に伴う停電時におきましても電力の

確保が可能になるということになります。それから平常時におきまして、この発電した電力を利用することによりまして節電にもつながる事業となっておるところでございます。以上でございます。

藤田委員

121 億円、これは 23 年の補正で出た。その辺がよくわからんのですが、例えば公共が災害のときに代がえられる、それは被災地で果たしてもつかな。太陽光がそのまま残るんですか。例えば牟岐町とか海南町とかでやったときに、それは震災の中で役に立てるのかな。これは国の政策で、十分使い道を精査して、わざわざ国が地方のためにくれたお金ですから、後で維持管理等いろいろありますんで、あまり、無作為とは言いませんが、十分精査してお使いいただきたいなと、こういう気持ちでおります。

あと例えばこの公共っていうのがどこまで意味するのかわかるのですが、自然エネルギーの再生をするときに先ほど来も水力の話が出てましたが、きょう農林の副部長さんおいでですが、私ども地元の 1 つのアイデアかもわかりませんが、土地改良区の排水を使った発電は可能なのかどうか。特に、南岸用水、北岸用水、吉野川水系のあたり。これは吉野川を起点にして水を流して、下流でパイプでずっと流しながら最終処理をしていく。その中でやはり自分のところの維持管理ができるような公共団体、要するに改良区というのはどこに位置するのかわかりませんが、そういうのにこういうのは使えるのか、使えないのか。そしてそういう機関にこの費用が使えなかったときにどのような計画とかいろんなのは、だれがお話するんですか。計画出したりしながらこの環境部局といろんな調整ができるのか。その辺の大きな枠取りの中での話、わかりましたらお伺いしたい。

島尾自然エネルギー推進担当室長

この事業の具体にどこにこの施設の整備をしていくかについての御質問でございますが、どういった施設に規模の設備を導入するかにつきましては、今後、県庁の中でありまして、各市町村の要望を十分お聞きした上で県庁内部の関係部局とも十分連携を図りまして、適切に決定してまいりたいというふうに考えてございます。また、公共の具体のイメージでございますけど、例えば、各市町村の役場で災害の対応をするようなところにつきまして、こういった事業を活用していただいて太陽光蓄電池を配備いただきまして、電気が供給されない場合の最低限の機能を果たしていくと。あるいは避難所におきまして、その事業を展開していただきまして、住民の方が避難される場所に電気が供給されない場合でも夜間電気が通電できるようなというように考えている事業でございます。

それから、あと、土地改良区の関係でございますけれども、この事業の対象といたしておりますのは、避難所等の機能を有する施設ということでございまして、民間の補助事業もメニューとしてはございますけれども、そこがそういった機能を有しているところであれば土地改良区の部分についてもできることになろうかとは考えております。それから、土地改良区が仮にこの事業の対象にならない場合の土地改良区等の支援の関係でございますけれども、先ほど若干御説明させていただきましたけれども、平成 24 年度から私ども環境部局におきまして補助金と自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金、それから自然エネルギー立県とくしま推進資金の貸付事業というものを新たに設けてございます。一定の要件ございますけれども、そういったも

のについても、御活用をいただける余地があるのかなと考えておりますので、そのあたりの周知に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

藤田委員

よくわかりました。多分もしやるときには、イ、ウの資金が使用可能かなと。アの場合は、私もよくわからなかったのが、要するに災害のときの拠点の電力確保、そのためにそういう施設のそういう可能性のあるところにやっていくと。10分の10で、確保するためにやる、こういう事業かなと、よくわかりました。ありがとうございます。

ただ、今の中で、イ、ウを含めて、やはり電力の問題というのは私どもも未知なところがあるし、原発、原発ということで先ほど来の風評被害的な話も事実だろうと思います。失礼な言い方かもしれませんが、徳島県だけがよければいいなんて話ではない。それが持ち込んでそこでセシウム汚染される、そんな簡単な話ではないと私は思う。全国で世界的な話の中で原子力をどうするんですか。チェルノブイリからずっとあって、それをやりながら今多分大きな話をしていこうとしよんでしょうが、徳島県だけが何も被害がないからいいんです、そういう理論で私や県民を含めた国民のための発信ができるのかな。やっぱりもっと徳島発の提言の中に、受け入れるのであれば、さっき言った100ベクレルとか8,000ベクレルとかそういう今の政治の中のもの、その決め方に対するきちんとした対応を訴えていって、それでできる範囲の中で徳島県が協力する、そういうふうな1つのスタンスをきちんと決めなきゃ。何もかも全部あかんのですと言ったら、空飛んだものはどないするんですか。中国も原子力に移行していこうとしとる中で、黄砂飛んできたら、そんなバカな話私は違うと思う。やっぱりお手伝いしながら自分の価値観を共有する中で、例えば瓦れきはどうするんですか。知事も当初はやはり関西広域連合の話の中にできる協力はしたい、これは当たり前日本人の心の中に必ずある。だけど、やはりあいまいな情報では受け入れない、これも心情的にはよくわかるし、担当の方もよくわかる。だけど徳島はどうしたら受け入れるんですか、先ほどの森本さんの話なんです、そういうところ環境部としても、もう少しこの問題にはお互いに汗をかきながら徳島発の提言で、こういう形のがクリアして国が責任をとれるのであればやっていきたい、こういうことを発信できる材料を私らにも欲しい。四国電力の説明も受けました、メディアもありましたが、やはり今の経済の状況、世界経済の中での電力の占める価値観の中では、どうしても今は原子力っていうのはなかなか払拭できない。これは日本が徳島県も含めて企業家が、企業は悪ではないんですよ。企業は採算が合うものにするための電力供給の中には低価格低コストのものをまず出さなきゃいかん。いろんな自然エネルギーも含めてコスト高になると日本の経済っていうのは本当に破綻する。これは政府も自民党も皆言っていることは共通しているんだろうと思うんです。そういう形からすると、それにかわるまでどうするんですかと、その安全性はどこに基準があるんですか、これは電力会社と規制をする皆さんも相当議論をさせていただかないと、私どもも議論をした中でバランスのとれた政策をやっていけないといけないのかな、こういうふうに私は電力説明会のとき内川常務さんの話を聞きました。すばらしい、突っ込んだ話したな、これは使命感の中にそういう問題があるんだろう。今の電力会社を維持するっていうんではなしに、電力供給の公共としての電力供給の中にその人の価値観、責任感、そういうものが私はあるはずだと思うんですね。そういう面に関しては皆さん方は原子力というのは総合的に考えたときに勘案っていうのはしよるんですか、しよらんのですか。ちょっと御答弁いただきたい。

市原環境首都課長

大変幅広い問題で、私のほうでお答えさせていただいて大丈夫かというところがございますけど、確かに本県のエネルギーの需給、これを考えた場合に、片方では我々CO2削減といった面での省エネ、そういったサイドもございますけれども、委員おっしゃいますように県内の産業の安定的な運営のために必要なエネルギーをどう確保していくか、そういった面もございます。さらにおっしゃっていただいたように、特に原子力発電の問題につきましては、安全安心といった観点もございます。私どものほう当面夏の節電対策に向けていろいろ検討しておりますけれども、今後原子力発電所の稼働の動向も含めまして、これは本県の電力需給にも影響がありますし、安全安心のほうにも影響がございます。そういった面から今後とも関係部局と十分な連絡をとりまして、私ども環境首都課といたしましても議論の中に積極的に発言ができるように努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

藤田委員

いろんな資料提供、お互いに情報を出していただいて、やっぱり言葉悪いですけど、いろんな方向からものを見て、そしてその中にお互いが共有できるものがあればそういうものからやっていく。アンチ何というのは非常にわかりやすいですけど、それだけでは成り立たない世の中なんです。お互いにバランスっていうのはどう考えるのかな、そういうためには、環境は環境サイドのいろんな資料出していただいて、また商工労働なら商工労働の問題もある。そういうの出していただいて、議会でいろんな議論をいただける、そういう材料提供をもっと前向きにお願いして、いろんな形で県民だけでなしに、大きなことを言えば、世界の人が安全安心で快適な生活をどうできるかなっていう中での私どもが抱えておる、特に四国では四国電力の伊方とかありますので、よそごとでもないもんですから、福島だけの問題だけではないはずなんです。そういう面ではぜひいろんなものを情報公開していただいて、県民が判断しやすいような、議論がしやすいような、当部局としての責務の中での扱いをお願いして質問を終わらせていただきます。ぜひ頑張ってください。

岡委員長

以上で質疑は終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月7日火曜日から8月9日木曜日までの3日間の日程で、視察を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、視察箇所につきましては、既に互選委員会の際に、委員の皆様にご提案をお願いしているところではありますが、改めて、当委員会として、調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、できるだけ早く委員長まで、御提案いただきたいと思います。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時00分)